

## 技術的対話の公表 その1

「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」の技術的対話に関して応募者より提出された資料についての確認事項及び1月23日と1月26日の技術的対話の結果を以下に示します。

No	守口市による確認事項	応募者回答・意見	技術的対話を踏まえた対応	
			守口市※	応募者
1	【要求水準書 別紙6】 要求水準書では処理水移送ポンプ配管より配管分岐となっていますが、新たにポンプを設置するかは提案事項とします。	配管分岐が必須ではなく、ポンプ設置するか配管分岐かどうかは、応募者提案事項であることを理解しました。	要求水準書に左記内容を追記。	
2	【要求水準書 4.9.1】 今回事業の撤去対象構造物の撤去後の埋戻しにおける路面仕様は、場内道路とする範囲を除いた部分に関しても、アスファルト舗装を想定しております。この部分は国庫交付金対象外となりますが、本事業にて実施と考えています。	承知いたしました。	要求水準書に左記内容を追記。	
3	【様式Ⅲ-1】 提案書作成時は、正本では企業名記載しても構いませんが、副本において企業名がわからないよう（A社、B社等）にしてください。	承知しました。	-	-

No	守口市による確認事項	応募者回答・意見	技術的対話を踏まえた対応	
			守口市※	応募者
4	【その他】 高効率空調が国庫補助交付対象外との記載がありますが、これはイニシャルとランニングによるLCC比較を行ったうえでも高効率空調が割高になるためとのことでしょうか。	現時点でLCC比較までは行っておりませんが、通常、高効率空調機器は一般仕様より1～2割程度導入費が高くなるため、国庫補助交付対象外と考えておりました。	LCC比較により優位であれば高効率空調の導入が補助適用となるか、また、消費電力量が一定削減されれば高効率空調の導入が補助適用となるかを、市から大阪府に確認し、確認結果は後日公表する。	-
5	【様式Ⅲ-9】 提案事項の要件として、国庫補助交付対象として整備可能なものとなります。建物外装等に関して、単独費は考えていません。	建築物外壁等に関して単独費は用いない旨を承知しました。	-	-
6	【12/15第3回質問 様式10-6No14】 本市未回答分に関するものです。ご質問のうち「契約不適合の判断は、業務終了後に判明した施工条件等に対して適合しないことを根拠とて行われることはない」と解してよろしいでしょうか。」とありますが、「業務終了後に判明した施工条件等に対して適合しないこと」の具体例をご提示いただけないでしょうか。	「設計業務による成果品の契約不適合の判断は、設計業務終了後に判明した・・・」を本質問の趣旨としておりました。 具体的には、本事業期間である建設期間中に判明した施工条件等が、納品済の設計業務の成果品に影響を与える場合を想定しております。	質問回答内容を市にて検討の上、回答を後日公表する。	-

※非公表の対話結果に基づき、要求水準書等の修正を行っている場合があります。

## 技術的対話の公表 その2

「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」の技術的対話に関して応募者より提出された資料のうち技術的対話協議項目についての回答及び1月23日と1月26日の技術的対話の結果を以下に示します。

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
1	【要求水準書 4.3.2.3】 市から頂いたアスベスト調査結果報告書は沈砂池ポンプ棟を対象としており、電気設備を撤去する電気室を対象としており、電気設備を撤去する電気室を対象としていませんが、電気設備を撤去する場合、保温材、外壁塗装、ダクトパッキンなどの調査が必要となります。また、3000m <sup>2</sup> 以上の形質変更を行うため、土壌調査が必要となります。これらの追加調査は、清算対象として考えてよろしいでしょうか。	前段：電気設備のアスベスト調査は本業務に含みます。 後段：形質変更に伴う土壌調査は、11月8日の質問回答にありましており、令和6年度～7年度に土壌汚染対策法と大阪府条例に基づく調査と申請を行う予定です。	承知いたしました。	-	-
2	【要求水準書 4.3.3.4】 守口立坑に対するFEM解析等を必須とする場合は追加作業となるため、契約後の協議とさせていただきます。	守口立坑に対する施工期間中の影響対策は、応募者の提案方法に基づくものとします。対策内容に関して、大阪府との協議によりFEM解析等の追加検討が必須となった場合は、追加検討に関する費用について協議の対象とします。	承知いたしました。	-	-
3	【要求水準書 4.3.6.4】 要求水準書に残土搬出先が枚方市の堀之内建材と記載されていますが、残土の受け入れが不可能となった場合について、 ①貴市から新たな受け入れ先を提示して頂けるのでしょうか。 ②建設JVで決定した新たな受け入れ先を協議して頂けるのでしょうか。	残土搬出先が受入不可となった場合は、事業者が提案した新たな受入先について協議により決定します。なお、提案される新たな受入先は、複数の受入先の中で経済性等で優位である必要があると考えます。	承知いたしました。	-	-

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
4	<p>【要求水準書 4.3.6.4】          上記、残土処分に伴う残土の処分費を積算されている土質の種類をご教示して頂けないでしょうか。          (砂質土、粘性土、高含水比粘性土、礫質土等)          実際の掘削残土と積算された残土の種類に変更が生じた場合、処分費の協議をして頂けるのでしょうか。</p>	<p>前段の質問に関して、市による残土処分の積算条件は汚泥です。掘削残土の処分費は汚泥として積算してください。後段の質問に関して、掘削残土の性状に応じて処分費に関する協議の対象となります。</p>	承知いたしました。	-	-
5	<p>【要求水準書 4.3.6.4】          建設発生土の受け入れ先の受け入れが困難となった際、新たな受け入れ先は直ぐ(例えば3日以内)決定して頂けると理解してよろしいでしょうか。(機械停止等の経費が発生することを考慮して頂けると幸いです。)</p>	<p>契約後の協議事項とします。なお、残土搬出先が受入不可となった時点での協議のほか、あらかじめ残土搬出先の候補を協議により定めておくことを想定しています。</p>	承知いたしました。	-	-
6	<p>【要求水準書 4.5.2.3), 5)】          污水および雨水除塵機の選定に関して、缶、びん、木材などの流入があることを考慮することとありますが、既設での流入物の状況(どの程度の粗大流入物の流入があるか等)について教示願えないでしょうか。</p>	<p>既設の流入物の大きさは缶、びん程度です。なお、数年に1度あるかないかですが、下水道管内の工事に伴って木材やモルタル等が流入することはあります。</p>	承知いたしました。	-	-
7	<p>【要求水準書 4.5.4.2)①】          参考資料の基本設計図において、污水及び雨水沈砂池流入ゲート、污水沈砂池流出ゲートが電動となっています。雨水及び污水沈砂池流入ゲートについては、第3回質問回答の優先交渉権者選定基準(案)に関する質問回答No. 12で、寝屋川流域総合治水対策における寺方ポンプ場の運転調整のために、既設で流入ゲート調整による流入量制御を行っていることから、更新後においても電動ゲートが必要と考えますが、污水沈砂池流出ゲートについて電動とされている目的を教示願えないでしょうか。</p>	<p>市の維持管理業務において、開閉作業の頻度が一定あるために、電動ゲートとしました。</p>	承知いたしました。	-	-
8	<p>【様式Ⅲ-4, Ⅲ-5】          複数の実績がある場合でも実績の提示は1件あれば良いでしょうか。</p>	1件で構いません。	承知いたしました。	-	-

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
9	<p>【様式Ⅲ-11】 『地元経済への貢献(①材料調達、②地元企業の下請参画)について、具体的な提案(内容、企業名称、発注予定数量・金額)がある。』とありますが、提案時の予定数量及び発注金額が、受注後変更となり記載した数量及び金額の乖離があってもよろしいでしょうか。 また、数量・金額に乖離があった場合、不履行になると考慮されているとすれば、許容範囲やペナルティ等があればご教示して頂けないでしょうか。</p>	提案時の予定数量と発注金額が受注後に乖離した場合は、その乖離した理由に応じて個別に判断いたします。なお、提案時に想定していた地元企業への資材発注予定数量が、調査・実施設計後に若干乖離することは、積算精度の観点から致し方ないと考えます。	承知いたしました。	-	-
10	<p>【その他】 土建、機械、電気の乙型JVとして、施工期間中は各工種にて現場代理人を選任した上で特定元方事業者を選任し責務(安衛則643条の2の定める特定元方事業者の指名は発注者又は請負人が指名)を実施します。 施工を進めて行く上で、工種間の入れ替えにより、当初の特定元方事業者の不在期間が長期(約1年)となる場合、その期間は、主たる工種が特定元方事業者として変更することは可能でしょうか。 (北大阪労働基準監督署へ確認したところ、各自治体の判断としていると回答を頂いております。)</p>	各工種の期間において主として工事を実施する共同企業体の構成員が特定元方事業者として労働安全衛生法等における必要な対応を行っていただきたいです。主として工事を実施する共同企業体の構成員は、たとえば土木工事期間中は土木工事を担当する構成員が特定元方事業者となり、機械工事期間中は機械工事を担当する構成員が特定元方事業者となります。	承知いたしました。	-	-
11	<p>【要求水準書4.5.2】 市として沈砂洗浄は必須と考えていますでしょうか。</p>	現時点では沈砂洗浄装置は必須としていませんが、沈砂の搬出先の事情により、将来的に搬出先が変更になった場合にも対応できるように沈砂池設備の付帯的機能として洗浄効果があった方が良く考えています。	承知いたしました。	-	-

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
12	【様式Ⅲ-3】 3,500万円の上限值を設けている理由について、お答えいただきたいです。	本市では既に合流式下水道緊急改善事業を完了していますが、実施方針にも示している通り、「第6次守口市総合基本計画」に基づく下水道事業の取組「水道水及び放流水の適切な水質管理」を基本コンセプトの一つとしていることから、さらなる合流改善を目指したいと考えています。 ただし、緊急改善事業は完了しているため、さらなる合流改善事業は単独費となることから、本市が本事業において単独費として許容できる額として3,500万円を設定しました。 なお、貯留管揚水ポンプ井、大枝寺方線、南寺方線は、大阪府地下河川と連携して浸水対策を行うことを目的とした施設ではありますが、非出水期等においては未利用の期間が一部発生します。このような時期において合流改善施設としての有効活用の提案を求めたものです。	承知いたしました。		
13	【要求水準書3_3_1_6】 【設計図書】の内訳に数量計算書の記載がありませんが、BIM/CIMモデルを活用した数量算出も可能でしょうか。	BIM/CIMモデルを活用した数量算出は現時点で不可と考えています。但し、契約後においてBIM/CIMモデルによる数量算出が、各種積算要領に対応可能（会計検査対応可能）と判断される場合は、協議事項とします。 3次元図面データの作成を求めている目的は、事業内容の可視化、各種協議における合意形成の高度化、受発注者のコミュニケーションの円滑化のためです。	BIM/CIMモデルを活用した数量算出は現時点で不可とのこと承知いたしました。  3次元図面データの作成を求めている目的についても承知いたしました。	-	-

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
14	<p>【要求水準書3_3_1_6】</p> <p>「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)国土交通省」を参考に受発注者の協議により、内容を決定することと記載されておりますが、設計費算出に当たり、下記確認をお願いいたします。</p> <p>1. モデル詳細度 「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)下水道編」(国土交通省)P14の表2 設計段階における詳細度設定の一例より、詳細設計の詳細度LOD300、形状情報LOd 30、属性情報LOI 300との認識でいいでしょうか。</p> <p>2. 作成範囲 対象工種・図面種別は、「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)下水道編」(国土交通省)P68の表32 設備改築実施設計(詳細設計)図書の作成に関する作業(参考)の3次元モデル列に○が記載された範囲との認識でいいでしょうか。また、P67の表31 実施設計(基本設計)図書の作成に関する作業(参考)は対象外との認識でいいでしょうか。</p> <p>3. 属性情報 「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)下水道編」(国土交通省)P71の表33 土木・建築モデルにおける属性情報(LOI)進捗度別の付与項目の設定例、P72の表34 設備モデルにおける属性情報(LOI)進捗度別の付与項目の設定例の詳細設計(LOI300)列に○が記載された範囲との認識でいいでしょうか。</p>	<p>1. モデル詳細度 詳細度は応募者の提案とします。</p> <p>2. 作成範囲 作成範囲は応募者の提案とします。</p> <p>3. 属性情報 属性情報は応募者の提案とします。</p>	<p>応募者の提案とし、受発注者の協議により内容を決定すること承知いたしました。</p>	-	-
15	<p>【要求水準書3_3_2_4】</p> <p>竣工図(工事完成図一式)として、A1及びA3陽面複写紙との記載がありますが、3次元モデル(BIM/CIMモデル)は不要との認識でいいでしょうか。</p> <p>必要な場合、No2質問項目と同様に、モデル詳細度(詳細度LOD、形状情報LOd、属性情報LOI)、属性情報作成範囲の提示をお願いします。</p>	<p>3次元モデル(BIM/CIMモデル)の納品は必要です。詳細度はNo2と同様です。納品ファイル形式は、オリジナルファイル及びIFC形式等、が考えられますが協議事項とします。</p>	<p>完成時工事関係書類として3次元モデル(BIM/CIMモデル)の納品が必要であること承知いたしました。</p>	<p>要求水準書に納品内容を追記する。</p>	-

No	応募者による確認依頼	守口市による回答	応募者意見	技術的対話を踏まえた対応	
				守口市※	応募者
16	【様式Ⅲ-3】 貴市では、平成25年度までに合流式下水道緊急改善事業を完了していますが、今回、さらなる合流改善に寄与する提案を求める理由を教え下さい。	実施方針にも示している通り、「第6次守口市総合基本計画」に基づく下水道事業の取組「水道水及び放流水の適切な水質管理」を基本コンセプトの一つとしていることから、さらなる合流改善を目指したいと考えています。	承知いたしました。	-	-
17	【様式Ⅲ-3】 ④現状の大枝寺方線・南寺方線の貯留管運用の目的は、浸水対策でしょうか。それとも合流改善なのでしょうか。 ⑤浸水対策用施設である場合、仮に新設ポンプ棟から大枝寺方線・南寺方線に接続させるなどの施工を行う場合は、大阪府への事前協議が必要となるのでしょうか。 ⑥揚水ポンプ井からの圧送管は撤去対象となっていました。揚水ポンプ井のポンプや圧送管等の既存施設を流用することは可能でしょうか。	④浸水対策が主目的です。そのため、大枝寺方・南寺方から地下河川への接続ゲートは常時開となっており、地下河川側でメンテナンス等の理由により受入不可となった場合のみ、ゲート閉となります。 ⑤協議の必要性について大阪府に確認いたします。 ⑥既設ポンプや圧送管は流用可能です。	承知いたしました。	⑤施工時における大阪府への協議の必要性については本事業の着手時まで市にて大阪府へ確認。	-
18	【様式Ⅲ-4】 流入水量の変動に対する応答性が重要と考えており、管渠の流入水量の変動を把握するために既設計装されている水位情報があるでしょうか？ あれば提供いただくことは可能でしょうか？	上流側管渠内水位計はありません。西三荘雨水幹線であれば水位計を設置しており、当該水位の信号を新設ポンプ棟に取り込むことは可能です。	承知いたしました。	水位計の図面を追加資料として提供。	-
19	【その他】 寺方P場新設建屋の屋上へ太陽光パネル設置を提案する場合、国庫補助交付対象として整備可能なものに該当しますでしょうか。	震災時等においても下水道機能を維持するための必要な非常用発電設備として整備する太陽光発電設備の設置に対しては、基幹事業の交付対象とされています。（下水道における脱炭素関連支援概要一覧（令和5年3月末時点））上記の要件に基づき、国庫補助交付対象として可能であることを市から府に確認します。	承知いたしました。	-	-
20	【その他】 確認結果の公表時期、方法についてご教示ください。	大阪府への確認結果は、早くとも要求水準書等の最終公表時に同時に公表予定とします。それ以後となる場合は別途公表します。	承知いたしました。	太陽光発電設備の国庫補助可否について市より大阪府へ確認。	-
21	【様式Ⅱ、様式Ⅲ】 技術提案書（指定様式Ⅱ、Ⅲ）内の施工実績について、具体的な工事名は記載してもよろしいでしょうか？	正本は工事名の正式名で記載してください。副本は固有名詞部分の市町村名や施設名などは特定できないよう（A市、Xポンプ場等）にしてください。	承知いたしました。		

※非公表の対話結果に基づき、要求水準書等の修正を行っている場合があります。



## 技術的対話において守口市が確認した結果

「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」の技術的対話において、守口市による確認結果を以下に示します。

No	資料名	No	守口市による確認事項	守口市による確認結果
1	技術的対話の公表 その1	4	LCC比較により優位であれば高効率空調の導入が補助適用となるか、また、消費電力量が一定削減されれば高効率空調の導入が補助適用となるかを、市から大阪府に確認し、確認結果は後日公表する。	<p>下記①②のいずれかに該当する場合は高効率空調の提案を認めるものとします。</p> <p>① 従来型空調による電力消費量に対し、高効率空調による電力消費量が20%以上削減されている場合</p> <p>② 上記①以外の場合、高効率空調設備と従来型空調設備の工事費の差分に対して、電力費の削減額(従来型に対して高効率の導入により削減された電力費)の15年間(空調設備の標準耐用年数)の合計額が上回った場合</p> <p>※上記①②の計算にあたって、空調の使用は、電気室と監視室を対象とし、6月～10月を26℃設定とした場合とします。</p>
2	技術的対話の公表 その2	20	太陽光発電設備の国庫補助可否について市より大阪府へ確認し、確認結果は後日公表する。	震災時等においても下水道機能を維持するための必要な非常用発電設備として整備する太陽光発電設備の設置に対しては、国土交通省の交付金対象となります。